（危険防止に関する対策）

第五条　技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第五項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。

一～三　（略）

四　運用時において、移動式荷役機械を使用する施設については、当該施設における衝突防止に必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化

五　前各号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規程の確認

2　（略）

（港湾法第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法の一部改正）

第三条　港湾法第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法（平成十九年国土交通省告示第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
○港湾法第五十六条の二の二第三項ただし書の設計方法 （設計方法） **第二条**　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第三項ただし書の設計方法は、基準告示で定める性能規定のうち永続状態、変動状態及び偶発状態に関する事項を性能照査するものであって、次の各号に掲げる施設ごとに、それぞれ当該各号に定める設計方法とする。 一～四　（略） 2　（略） （地盤の強度等） **第五条**　（略） 2　（略） 3　土の圧縮特性の係数、圧密等による地盤の沈下を予測するための体積圧縮係数等は、日本工業規格による方法に基づいて得られた値によって算定するものとする。 4　（略） 5　土の標準貫入試験値は、日本工業規格による方法に基づいて設定するものとする。 6～8　（略）	○港湾法第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法 （設計方法） **第二条**　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法は、基準告示で定める性能規定のうち永続状態、変動状態及び偶発状態に関する事項を性能照査するものであって、次の各号に掲げる施設ごとに、それぞれ当該各号に定める設計方法とする。 一～四　（略） 2　（略） （地盤の強度等） **第五条**　（略） 2　（略） 3　土の圧縮特性の係数、圧密等による地盤の沈下を予測するための体積圧縮係数等は、日本工業規格「土の圧密試験方法」に基づいて得られた値によって算定するものとする。 4　（略） 5　土の標準貫入試験値は、日本工業規格「土の標準貫入試験方法」に基づいて設定するものとする。 6～8　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健